

買取申出必要書類一覧

《共通書類》

書類	備考
1. 生産緑地買取申出書	実印が押されているもの。 共有名義の場合、全員分の記名・押印(実印)が必要。
2. 申請者の印鑑証明書	申請書の押印と同一で、発行日から3カ月以内のもの。 相続登記が未済の場合、相続人全員分が必要。
3. 登記事項証明書 (全部事項証明書)	法務局で取得した、発行日から3カ月以内のもの。
4. 公図	法務局で取得した、発行日から3カ月以内のもの。
5. 位置図	申請地の位置がわかる地図(住宅地図等)。
6. 現地写真	申請地の適正な管理状況がわかるよう、異なる角度から2枚以上の写真を撮影し、A4用紙にカラー印刷又は貼付けしたものなど。
7. 委任状	代理人による申請の場合に必要。
8. 誓約書	所有権以外の権利を抹消することについての誓約。 (抵当権等の他人の権利の目的となっている場合に必要)

《買取申出の理由が、主たる農業従事者の「故障」による場合、上記1～8に加え必要な書類》

書類	備考
9. 主たる従事者等に関する証明書	香芝市農業委員会で発行。
10. 医師の診断書	農作業が継続して不可能である旨が明記されたもの。 発行日から3カ月以内のもの。

《買取申出の理由が、主たる農業従事者の「死亡」による場合、上記1～8に加え必要な書類》

書類	備考
11. 主たる従事者等に関する証明書	香芝市農業委員会で発行。
12. 戸籍(除籍)謄本	発行日から3カ月以内のもの。

《相続登記が未済の場合、上記1～12に加え必要な書類》

書類	備考
13. 相続人関係図	被相続人と法定相続人の関係、死亡年月日のわかる家系図。
14. 相続人の戸籍謄本	相続人全員分の謄本。発行日から3カ月以内のもの。
15. 被相続人の戸籍 (除籍)謄本	出生から死亡に至るまで、法定相続人全員を特定できるもの。 発行日から3カ月以内のもの。
16. 遺産分割協議書	分割協議で相続人が決まっている場合。

・その他注意点

必要に応じて追加で書類の提出を求める場合があります。

公的機関等が発行する証明書類は、発行日から3カ月以内のものを添付してください。